

2021年5月6日

当面の業務体制について

現在、当財団では緊急事態宣言の発出等により、業務体制を通常のものから下記のように変更しています。

ご不便をおかけしますが、現在の感染拡大および医療逼迫の状況に鑑み(※)、利用者、寄付者、支援先団体の皆さま、そしてスタッフ・ボランティアの健康を第一に考えてこのようにさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

※5月5日現在、神戸市では入院調整中が1890名にのぼっています。

1. 対面の相談

・原則として休止。

⇒ 電話、メール、オンラインでの対応とさせていただきます。

2. 業務体制と開室時間

<業務体制>

・極力在宅勤務に切り替え、出勤人数は原則として1~2名とします。

日や時間帯によっては全員在宅勤務のこともあります。

<業務時間>

・通常通り：月曜～金曜、9:00～17:00（原則）

※ただし、日によっては事務所に在室しない可能性もあります。

（電話、メールは通常通り）

※お昼時（おおよそ12時～13時頃）は留守電対応となる場合があります。

3. 期間

・当面、緊急事態宣言がされている期間中（現在は5/11（火）までですが、延長された場合はその期間）。

・宣言解除後も、感染予防と接触機会の削減のために、感染状況を見つつ、業務に支障のない範囲で出勤の削減（在宅勤務へのシフト）を行います。

（お問い合わせ）

公益財団法人ひょうごコミュニティ財団

神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル 3F

Tel.078-380-3400 Fax.078-367-3337

E-mail : hyogo@communityfund.jp